

緑の風 FAX版



JR 東労組ホームページ

NO. 40 2020年1月10日 JR東労組

指令 29 号を發出！

東京地方本部の組合員 4 名が個人訴訟を行った件 (2019.12.26)に関する東京地方本部への組織指導について

中央本部は、東京地方本部の組合員 4 名が個人訴訟を行った件（2019.12.26）について、臨時第 9 回中央執行委員会（2020.1.8）で以下の点を確認してきた。

①東京地方本部が発出した 12 月 31 日の声明は何を意味しているのか分からない。②第三者機関の活用に至っては、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきたが、中央本部への相談や承認もないままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものである。③今回の事態は、不当労働行為に対するたたかい方を決めた大会決定に反する。④今回の個人訴訟は、本部はもとより 12 地本の総意に基づく行動ではない。⑤もはや、組織内において別組織として行動していると言われても致し方ない。⑥組織としては統制処分に値する。⑦東京地本とは引き続き、個人訴訟の詳細と申 1 号の議事録の提出を求めて議論していく。⑧今回の事態は東京地本指導部の問題である。⑨指令第 18 号を逸脱し、マスコミ対応を行っている。⑩統制処分については、東京地本と議論した上で検討する。⑪東京地本 FAX ニュース等書かれている様々な事実誤認については別途検討し議論する。

また中央本部は、東京地本企画組織部長に対して、事実確認を行うため、東地申第 1 号「JR東労組東京地本第 36 回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ交渉の議事録及び個人訴訟を行った 4 名の氏名、訴状の提出を 2020 年 1 月 15 日 12 時までに返答することを要請した。しかし、東京地本企画組織部長は、「議事録は作れない」「個人訴訟の 4 名の氏名は教えられない」「訴状も見せられない」と、中央本部の要請を拒否し、応えない姿勢を示した。

その一方で東京地方本部は、2019 年 12 月 26 日、「緊急全支部・全分会代表者会議」を開催し、個人訴訟団を全面的に支援・連帯するとともに全組合員でたたかい抜くことを組織の機関会議で確認した。第三者機関の活用は、これまで中央本部へ上申した上で活用されてきた。しかし、東京地方本部に至っては、個人訴訟に関して機関会議を開催し独断で組織決定を行った。これは、中央本部への相談や承認もないままに行っており、組織内に確立した慣習・慣例を逸脱したものであり、まさに独善的な組織運営だと言わざるを得ない。東京地方本部は、単一組織として、ただちに個人訴訟に関する事実経過と詳細を、中央本部に報告する義務がある。

中央本部は、東京地方本部の組合員 4 名が個人訴訟を行った件（2019.12.26）について、臨時第 9 回中央執行委員会（2020.1.8）確認事項に基づき、引き続き事実確認を行うため、東京地方本部に対して以下指令する。

1. 東地申第 1 号「JR東労組東京地本第 36 回定期大会発言及び支部大会発言」に基づく申し入れ交渉の議事録を書面で提出すること
2. 個人訴訟を行った東京地方本部組合員 4 名の氏名及び訴状を書面で提出すること
3. 1～2 の提出先は、中央本部・組織研修部宛とし、提出期限は、2020 年 1 月 15 日（水）12 時 00 分までとする